

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可 日刊（行政機關の休日休刊）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二四一)

〔告示〕

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
 - (法務四二六、四二七)
日本国に帰化を許可する件

三
三
三

- ソンゴラ市及びキトウェ市道路網整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四七三）

○ 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約へのマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の加入に関する件（同四七四）

○ 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書へのペルー共和国の加入に関する件（同四七五）

○昭和四十五年建設省告示第千八百二十三号の一部を改正する件

- 鉱山保安法施行規則に基づく指定記録保存機関を指定した件(同二九二二)

○昭和四十四年建設省告示第千七百二一十八号の一部を改正する件

(国土交通一一〇七)

○昭和四十五年建設省告示第千八百三十三号の一部を改正する件

(同一一〇〇八)

○道路に関する件

(北陸地方整備局一一一、一一三)

○道路に関する件

(中部地方整備局一一〇)

官廳 諸事項

- 八 七

〔資料〕 閣議決定等事項

官庁 鉱業法第一八九条の規定による公告 諸事項

裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、 特別清算、再生関係

- 二 二

本日公布された法令の「あらまし」は
次のページに掲載されています。

1

〔国会事項〕

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結する」と。

ロ 排煙機は、一秒間に四立方メートル以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の

一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

ハ 第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

二 火災時に生ずる煙を付室から有效地に排出することができるものとすること。

三 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。)第百二十六条の三

第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものである」と。

ロ 火災時に生ずる煙を付室から有效地に排出することができるものとする「ハ」。

四 付室を加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 付室に設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造である」と。

(1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造る」と。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造である」と。

ハ 第一百四号の例により手動開放装置を設ける」と。

(ii) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造である」と。

(iii) 給気風道に直結すること。

(iv) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するもの有するものであること。

(v) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造である」と。

(vi) 送風機が設けられている」と。

ロ 付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室(付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。)又は該空気逃し口を設けている一般室(隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。)と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1) イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものである」と。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 直接外気に接するものであること。

(ii) 厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3) 次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設ける」と。

(i) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii) 不燃材料で造られていること。

(5) (4)の規定により開放された場合を除き、常時開放され、かつ、必要開口面積以上であることを必要とする場合に、(2)(1)(ロ)において同じ。が、次の式で定め

りでない。

$$A_p = \frac{VH - V}{7}$$

(1)の式において、 A_p 、 V 、 H 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積(単位 平方メートル)

V 付室と隣接室を連絡する開口部(以下「遮煙開口部」という。)を通過する排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、付室の給気口の開放に伴い自動的に作動するものに限る)による排出能力(単位 一秒間につき立方メートル)

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速(メートル毎秒で表した数値とする)が、当該遮煙開口部の開口幅を四十七センチメートルとしたときに、次の(i)から(ii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(ii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他不燃材料で埋めたものに限る)又は特定防火設備(当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る)で区画され、かつ、令第百二十九条の二第一項に規定する火災の発生のおそれの少ない室(以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。)である場合

(ii) 隣接室が、平成十二年建設省告示第千四百号第十五号に規定する不燃材料の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他不燃材料で埋めたものに限る)又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第二条第九号の二(一)に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$$V = 2.7 \sqrt{FH}$$

(iii) 隣接室が、平成十二年建設省告示第千四百号第十五号に規定する不燃材料の壁(小屋裏

又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他不燃材料で埋めたものに限る)又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第二条第九号の二(二)に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$$V = 3.3 \sqrt{FH}$$

(i) 又は(ii)に掲げる場合以外の場合

(2) (1)の式において、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 必要排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開

ロ部に近接する部分(当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る)に(1)に規定する必要開口面積以上の開

口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(四) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{dmp} = 0.04VH$$

この式において、 A_{dmp} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp} 必要開口面積(単位 平方メートル)

V 遮煙開口部を通過する排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、(イ)の送風機を作動させた状態で、百ニユートン以下の力で開放することができるものであること。

第一号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

本法第三十四条第一項に規定する建築物における付室の排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。

火災時に生ずる煙が付室に侵入することを有効に防止することができるものとすること。

この告示は、平成二十一年九月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千八十八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百三十三号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 金子 一義

第一各号例記以外の部分中「次に」を「次に」に、「ものとする」と「ものとする」に改め、第一号中「窓は」を「外気に向かつて開くことのできる窓は」に改め、第一号中「窓の」を「外気に向かつて開くことのできる窓の」に、「建築基準法施行令」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)以下「令」という。」に、「附室」を「付室」に改める。

第二を次のように改める。

第一 排煙設備にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給氣風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル)以上とし、第一第一号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

二 排煙装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル)以上とし、鉛直に設けること。

ヘ 給気口は、開口面積を一平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル)以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部(床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいう。)に設け、かつ、内部の断面積が一平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル)以上で直接外気に通する給氣風道に直結すること。

ト 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

リ 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ 排煙機は、一秒間に四立方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル)以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

ハ 第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

二 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

三 令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものとすること。

ロ 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

四 乗降ロビーを加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 乗降ロビーに設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

ロ 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

ハ 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

シ 第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

ス 給気風道に直結すること。

ウ 給気口は、他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

エ 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

オ 乗降ロビーは、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室(乗降ロビーと連絡する室をいう。以下同じ。)又は当該空気逃し口を設けている一般室(隣接室と連絡する室のうち乗降ロビー以外の室をいう。以下同じ。)と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

カ(1) イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものであること。

カ(2) イ(2)の給気口には、送風機が設けられていること。

カ(3) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

カ(4) 乗降ロビーは、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室(乗降ロビーと連絡する室をいう。以下同じ。)又は当該空気逃し口を設けている一般室(隣接室と連絡する室のうち乗降ロビー以外の室をいう。以下同じ。)と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

カ(5) イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものであること。

カ(6) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

カ(1) 直接外気に接するものであること。

カ(2) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

カ(3) 次の(1)及び(2)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

カ(4) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃

シ口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

カ(5) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

カ(6) 不燃材料で造られていること。

カ(7) 開口面積(平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(1)(2)において同じ。)が、次の式で定めること。

カ(8) 開口面積(平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(1)(2)において同じ。)が、次の式で定めること。

